

海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に係る 電波法関係省令、告示及び審査基準の改正について

(社)全国船舶無線工事協会 法令対策委員会

総務省は、海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に伴い、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、無線局免許手続規則、電波法関係告示及び電波法関係審査基準(訓令)を平成20年12月2日付けで改正し、訓令を除き同日付で公布しました。(官報 号外第264号 H20.12.2)
施行日：平成20年12月2日

1 背景

小型漁船における転落事故が後を絶たず、転落者の半数以上が死亡又は行方不明となっており、その対策として、事故発生時、転落者の身につけた小型発信器の電波を船舶局の無線設備を介して、緊急事態の発生を海岸局へ自動的に連絡することができるシステムの導入が求められています。また、船団で操業する漁船群において、迅速かつ確実に各船舶の位置情報を伝達できるシステムについても導入が求められています。今般、これらのシステムの導入を可能とするため、関係規定の整備を行うものです。

2 関係規定改正(下線部は変更箇所を示す。)

(1) 無線設備規則の一部を改正する省令(総務省令第135号 H20.12.2)

第9条の2に次の一項を加えた。

7 26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置(船舶又は海岸局の識別、船舶の位置その他情報を自動的に送受信する機能を有するものをいう。)は、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものでなければならない。

別表第2号(第6条関係)第1 占有周波数帯幅の許容値の表を次のように改めた。

電波の 型式	占有周波数帯 幅の許容値	備 考	
		新	旧
A2A A2B A2D A2N A2X	6kHz	<u>1 26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局の無線設備のうち、データ伝送を行うもの</u> <u>2 118MHz を超え 142MHz 以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備(航空機用救命無線機の送信設備を除く。)</u>	118MHz を超え 142MHz 以下の周波数の電波を使用する航空局及び航空機局の無線設備(航空機用救命無線機の送信設備を除く。)

(2) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(総務省令第136号 H20.12.2)

第2条第1項第1号の13中「A3E電波」を「A2D電波又はA3E電波」に改め、別表第1号1(3)アの表を改め、同表の注に「19 設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。」を加えた。(詳細は省略します。)

(3) 無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務省令第137号 H20.12.2）
別表第2号の2第2の1の様式（海岸局FC等）を次のように改めた。

工事設計書		無線局の区別 (局分)		整理番号	
2 装置の区別番号	3 通信方式コード	4 定格出力(W)	5 低下させる方法コード	6 低下後の出力(W)	7 変調方式コード
	4 装置番号	8 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	9 製造者名	10 型式又は名称	11 検査番号
5 予備送信装置	6 ATIS番号又は船舶等識別番号	7 製造者名	8 検査番号又は名称	9 製造番号	10 通過帯域幅
	予備送信装置	11 空中線	12 空中線の位置	13 給電線等	14 雑音指数(dB)
10 空中線番号	11 送受の別コード	12 基本コード	13 付加コード	14 偏波面コード	15 給電線等
	12 基本コード	13 付加コード	14 偏波面コード	15 給電線等	16 給電線等
14 予備電源	15 海上高(m)	16 利得(dBi)	17 指向方向(度)	18 口径(m)	19 水平面の主輻射角の幅(度)
	16 海上高(m)	17 利得(dBi)	18 指向方向(度)	19 口径(m)	20 水平面の主輻射角の幅(度)
13 発射する周波数等	21 給電線損失	22 共用器損失	23 その他損失	24 送信(dB)	25 受信(dB)
	21 給電線損失	22 共用器損失	23 その他損失	24 送信(dB)	25 受信(dB)
15 受信する周波数	26 給電線損失	27 共用器損失	28 その他損失	29 送信(dB)	30 受信(dB)
	26 給電線損失	27 共用器損失	28 その他損失	29 送信(dB)	30 受信(dB)
<input type="checkbox"/> 構成が複雑なため記載が困難であり、構成は添付図面のとおりである。					
15 空中線系に関するその他の事項					
16 附属装置					
17 その他の工事設計					
18 添付図面					
19 備考					
20 無線設備系統図					
21 電源系統図					

別表第2号の2第2注7中「を備え付ける無線局に限り、当該識別番号」を「又は同条第7項に規定するデータ伝送装置を備える無線局に限り、ATIS番号又は船舶等識別番号」に改めた。

別表第2号の2第6の3(船舶局MS等)の様式を次のように改めた。

16 無線局の区別		※ 整理番号			
17 附属装置					
装置の別	型式又は名称	方式・規格等	補足	事項	項目
<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)	[S]				
<input type="checkbox"/> ファクシミリ	[F]				
<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置	[SM]				
<input type="checkbox"/> データ伝送装置	[DT]				
<input type="checkbox"/> 制御装置	[COM]				
<input type="checkbox"/> 注意信号発生装置	[ASG]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置(超短波帯)	[DSC]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置(中短波帯)	[DSC]				
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出装置(中短波帯及び短波帯)	[DSC]				
<input type="checkbox"/> 狭帯域直接印刷電信装置	[NDP]				
18 船舶等識別番号		21 備考			
19 その他の工事設計					
<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。					
20 添付図面					
<input type="checkbox"/> 無線設備系統図 <input type="checkbox"/> 機器配置図 <input type="checkbox"/> 電源系統図 <input type="checkbox"/> プロッキングチャート					

別表第2号の2第6の4(船舶局MS等)の様式を次のように改めた。

22 無線局の区別	周波数	電波の型式	周波数番号	電波の型式	周波数	空中線電力	補定事項	整理番号
23 発射する電波の型式、周波数及び空中線電力								

平成18年11月26日現在適用中の無線局呼称一覧表

別表第2号の2第6注2中「21の欄」を「22の欄」に改め、同第6注12中「22の欄に対応した」を「23の欄に対応した」に、「21及び22の欄」を「22及び23の欄」に改め、同第6中注25を注26とし、注22から注24までを一つ繰り下げ、同第6注21中「22の欄」を「23の欄」に改め、同注21を同第6注22とし、同第6注20中「20の欄」を「21の欄」に改め、同注20を同第6注21とし、同第6注19を同第6注20とし、同第6注18中「19の欄」を「20の欄」に改め、同注18(1)中「注20(1)又は注23」を「注21(1)又は注24」に改め、同注18(2)中「注22」を「注23」に改め、同注18を同第6注19とし、同第6注17中「18の欄」を「19の欄」に改め、同注17を同第6注18とし、同第6注16の次に次のように加えた。

17 18の欄は、設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を備える船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

別表第2号の3第3(特定船舶局MSS等)の様式を次のように改めた。(表面)

無線局事項書及び工事設計書

1 申請(届出)の区分		<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種類コード	3 免許の番号	※ 整理番号	
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由		法人又は団体 フリガナ コード [] 個人又は代表者名 姓 フリガナ 名 フリガナ				
7 申請(届出)者名等		住所 フリガナ 都道府県一市区町村コード []				
17 無線設備の設置場所		郵便番号	電話番号	16 識別信号 [DMS1]		
19 停泊港コード		20 主たる停泊港又は定置場		15 通信事項コード		
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力		電波の型式		24 用途コード		
		周波数		27 信号符字		
		27MHz帯 54波		30 加入 海岸局 準加入		
		40MHz帯 ()		28 旅客定員コード		
		150MHz帯 (ch 15-17)		29 長さコード		
		150MHz帯 ()		26 総トン数		
		5W		25 船舶番号又は油船登録番号		
		W		21 船舶又は航空機の所有者		
		W		18 通信の相手方		
		W		23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード		
		W		20 主たる停泊港又は定置場		
		W		19 停泊港コード		
		9410MHz		17 無線設備の設置場所		
		9850Hz		16 識別信号		
		□ 406.025MHz □ 406.028MHz □ 406.037MHz		15 通信事項コード		
		□ 121.5MHz		14 無線局の目的コード		
		5W		13 運用開始の予定期日		
		0.05W		12 工事落成の予定期日		
				11 希望する免許の有効期間		
				10 最初の免許の年月日		
				9 免許の有効期間		
				8 免許の年月日		
				5 希望する運用許容時間		
				4 欠格事由		
				3 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
				2 無線局の種類コード		
				1 申請(届出)の区分		

(社) 全国船舶無線工事協会 調製 (表面)

(裏面)

※ 整理番号		工 事 設 計 書			
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置	
<input type="checkbox"/> 27MHz 送受信機 [27M]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]	
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]	
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]	
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]	
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]	
<input type="checkbox"/> 40MHz 送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [AMF]	
<input type="checkbox"/> 150MHz 送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> マリン VHF 送受信機 [MVF]				36 ATIS 番号	
<input type="checkbox"/> 400MHz 送受信機 (FM) [400]				37 船舶等識別番号	
<input type="checkbox"/> その他 ()				38 その他の工事設計	
<input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 法第 3 章に規定する条件に合致する。	
39 備考					

(社) 全国船舶無線工事協会 調製 (裏面)

別表第2号の3第3中注41を注42とし、注38から注40までを一つ繰り下げ、同第3注37中「38の欄」を「39の欄」に改め、同注37を同第3注38とし、同第3注36中「37の欄」を「38の欄」に改め、同注36を同第3注37とし、同第3注35の次に次のように加えた。

36 37の欄は、設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置を備える特定船舶局に限り、船舶等識別番号を記載すること。

経過措置：無線局事項書及び工事設計書の様式は、平成21年6月1日までは、従前の様式によることができる。ただし、データ伝送装置を備える無線局については、新様式を使用しなければならない。

(4) 電波法施行規則第33条の規定に基づき、無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件（総務省告示第633号 H20.12.2）

第3項第1号(6)を次のように改めた。

新	旧
(6) <u>設備規則第9条の2第7項に規定するデータ伝送装置</u>	(6) <u>転落時船舶位置通報装置(平成3年郵政省告示第61号(総務大臣が別に告示する船舶局を定める件)の2に掲げる転落時船舶位置通報装置をいう。)</u>

(5) 電波法施行規則第38条第4項の規定に基づき、無線局に備え付けておかなければならない電波法及びこれに基づく命令の収録に代えて総務大臣の認定する抄録を備え付けることができる無線局を定める件（総務省告示第634号 H20.12.2）

第5項第2号及び第3号を次のように改めた。

新	旧
2 <u>A2D 電波又は A3E 電波 29.7MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の送信設備及び受信設備</u>	2 <u>A3E 電波 29.7MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の送信設備及び受信設備</u>
3 <u>A2D 電波又は A3E 電波 154.675MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の送信設備及び受信設備</u>	3 <u>A3E 電波 154.675MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の送信設備及び受信設備</u>

(6) 電波法施行規則第38条の2の規定に基づき、時計、業務書類等の備付を省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備付け場所の特例又は共用できる場合を定める件（総務省告示第635号 H20.12.2）

第1項の表16を次のように改めた。

無線局の種別		省略できる時計、業務書類等の範囲
新	旧	
船舶局であって、 <u>A2D 電波又は A3E 電波 26.1MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の無線設備、H3E 若しくは J3E 電波 26.1MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 25W 以下の無線設備、A2D</u>	船舶局であって、 <u>A2D 電波又は A3E 電波 26.1MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の無線設備、H3E 若しくは J3E 電波 26.1MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 25W 以下の無線設備、A3E</u>	無線業務日誌(2)

電波又は A3E 電波 29.7MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の無線設備、 <u>A2D 電波又は A3E 電波 150.05MHz を超え 154.7MHz 以下、若しくは 157.425MHz を超え 159.3MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の無線設備又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下若しくは 351.9MHz を超え 364.2MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の無線設備のみを有するもの（レーダー、無線方位測定機又は遭難自動通報設備を備えるものを含む。）</u>	<u>電波 29.7MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の無線設備、A3E 電波 150.05MHz を超え 154.7MHz 以下、若しくは 157.425MHz を超え 159.3MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の無線設備又は F3E 電波 156MHz を超え 157.45MHz 以下若しくは 351.9MHz を超え 364.2MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の無線設備のみを有するもの（レーダー、無線方位測定機又は遭難自動通報設備を備えるものを含む。）</u>	
---	--	--

注 (2)は、通信の相手方である無線局の無線業務日誌により、運用の状況が把握される場合に限る。

(7) 無線局免許手続規則第 4 条第 2 項の表 6 の項の規定に基づき、総務大臣が別に告示する船舶局を定める件（総務省告示第 636 号 H20.12.2）

第 1 項から第 4 項を次のように改めた。

新	旧
1 <u>A2D 電波又は A3E 電波 26.175MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の法第 4 条第 2 号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）</u>	1 <u>A3E 電波 26.175MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の法第 4 条第 2 号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）</u>
2 <u>A2D 電波又は A3E 電波 29.75MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の適合表示無線設備</u>	2 <u>A3E 電波 26.175MHz を超え 28MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の無線設備（周波数シンセサイザー方式のものに限る。）及びそれに接続して使用する転落時船舶位置通報装置（A2D 電波により乗船者の転落その他の事故の際に自船の識別及び位置を海岸局に通報するための附属装置をいう。）</u>
3 <u>A2D 電波又は A3E 電波 154.675MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の適合表示無線設備</u>	3 <u>A3E 電波 29.75MHz を超え 41MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 5W 以下の適合表示無線設備</u>
4 <u>前 3 項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備</u>	4 <u>A3E 電波 154.675MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数を使用する空中線電力 1W 以下の適合表示無線設備</u>

(7) 無線局運用規則第 56 条の規定に基づき、海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（総務省告示第 637 号 H20.12.2）

第 1 項(4)アの表中「A3E」を「A2D 又は A3E」に改め、同項(5)エの表中「A3E 又は F3E」を「A2D、A3E 又は F3E」に改め、同表注 1 中「A3E」を「A3E 又は A2D」に改めた。（詳細は省略します。）

(8) 無線設備規則第9条の2第7項の規定に基づき、26.1MHz を超え 28MHz 以下、29.7MHz を超え 41MHz 以下又は 146MHz を超え 162.0375MHz 以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置の技術的条件を次のように定めた。(総務省告示第638号 H20.12.2)

第一 船舶局のデータ伝送装置の技術的条件

- 一 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置からの測位情報を得ることができ、かつ、一万分の一分の単位で処理することができること。
- 二 電源電圧が定格電圧の±10パーセントの範囲で変動した場合においても安定して動作するものであること。
- 三 送信機から送信される信号(以下「信号」という。)の変調方式、伝送方式又はデータ信号構成は次によること。
 - 1 変調方式は、副搬送波を使用したMSK変調方式であること。
 - 2 変調速度は、毎秒一、二〇〇ビット又は二、四〇〇ビットであること。
 - 3 副搬送波は、マーク周波数一、二〇〇ヘルツ及びスペース周波数一、八〇〇ヘルツであること。
 - 4 伝送方式は、タイムダイバーシティ方式であること。
 - 5 信号の構成は、別図第一号のとおりであること。
 - 6 船舶等識別番号の構成は、別図第二号のとおりであること。
 - 7 信号の符号形式はNRZであること。

四 前項の信号を受信する受信機は、次の条件に適合するものであること。

項目	条件	
感度	一、〇〇〇ヘルツの周波数で三〇パーセント変調された信号を入力する場合において、装置の定格出力の二分の一の出力と当該出力に含まれる不要成分の出力との比を二〇デシベルとするために必要な受信機入力電圧が、一〇マイクロボルト以下	
通過帯域幅	五kHz(一四六MHzを超え一六二・〇三七五MHz以下(以下「一五〇MHz帯」という。)のものにあつては一〇kHz)以上	
実効選択度	スプリアスレスポンス	四〇デシベル(二九・七MHzを超え四一MHz以下のものにあつては五〇デシベル)以上
	隣接チャンネル選択度	感度より三デシベル高い希望波入力電圧を加えた状態の下で、四〇〇ヘルツの周波数で最大振幅変調度の六〇パーセントまで変調された妨害波であつて希望波から八kHz(一五〇MHz帯のものにあつては二〇kHz)離れたものを加えた場合において、装置の信号、雑音及び歪の出力の和と雑音及び歪の出力の和との比が一二デシベルとなるときのその妨害波入力電圧と感度との比が五〇デシベル以上
総合歪及び雑音	一、〇〇〇ヘルツの周波数で最大振幅変調度の七〇パーセントまで変調された一〇マイクロボルトの受信機入力電圧を加えた場合において、定格出力の二分の一の出力とその中に含まれる不要成分の出力との比が二〇デシベル(四〇MHz帯にあつては二三デシベル)以上	

第二 海岸局のデータ伝送装置の技術的条件

- 一 第一(第一項を除く。)の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものであること。
 - 1 急を要する通信を受信したときは、可聴及び可視の警報を発すること。
 - 2 船舶の識別、船舶の位置その他情報を送信要求する機能を有するものであること。
- 二 二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数を逐次受信する場合は、一の周波数を一秒钟受信するものであること。

別図第一号 信号の構成

ドット信号(注1)	データパケット信号(注2)	終了信号	誤り検定信号
-----------	---------------	------	--------

注1 ドット信号は、「一」と「〇」の交互の繰り返しで200ビット以上であること。

注2 データパケット信号は、次のとおりであること。

- (1) 乗船者の転落その他の事故の際に自船の識別及び位置の情報を海岸局に通報する信号は、次表のとおり構成されるものであること。

同期信号	通報の内容の情報信号	自局の船舶等識別番号の情報信号	位置の情報信号(注)	速力の情報信号	進路の情報信号	その他情報信号
------	------------	-----------------	------------	---------	---------	---------

注 当該情報信号を取得した日時の情報を含むものであること

(2) (1)以外の信号は、次表のとおり構成されるものであること。

同期信号	通報の内容の情報信号	自局の船舶等識別番号の情報信号	相手局の船舶等識別番号の情報信号	その他情報信号
------	------------	-----------------	------------------	---------

(3) データパケット信号は、次のとおりDX及びRXの2相で構成されるタイムダイバーシティ方式であって、キャラクタ単位で相を切り替えて送信するものであること。また、RX相はDX相の送信から4キャラクタ遅れて送信するものであること。

DX相	同期信号 (注1)	データパケット信号 (注2)	EOS (注3)	ECC (注4)	EOS (注3)	EOS (注3)
	RX相	同期信号 (注1)	データパケット信号(注2)		EOS (注3)	ECC (注4)

注1 DX相は6キャラクタで構成され、コード番号(郵政省告示第567号(船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件)別表第4号に規定するものをいう。以下同じ。)
「125」に対応する10単位符号(郵政省告示第567号別表第4号に規定するものをいう。以下同じ。)を送出し、RX相はRX7からRX0までを順次送信するものであること。

注2 DX相及びRX相の内容は同一であること。

注3 コード番号「125」に対応する10単位符号を送出するものであること。

注4 初期値が「0」で実パケット信号の先頭の符号からのキャラクタ単位のXOR値であること。

別図第二号 船舶等識別番号の構成

都道府県別番号(注1)	登録番号(注2)	種別番号(注3)
-------------	----------	----------

注1 2桁で構成されるものであること。

注2 7桁で構成されるものであること。

注3 1桁で構成されるものであること。

附 則

社団法人長崎県漁業無線協会又は漁業協同組合JFしまね所属の海岸局を通信の相手方とする二六・一MHzを超え二八MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務を行う船舶局のデータ伝送装置は、当分の間、第一の三の3から6までの規定は適用しない。

(9) 無線設備規則第40条第6項の規定に基づき、海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局のA2A電波、A2B電波、A2D電波、H2A電波、H2B電波又はH2D電波を使用する送信装置であって、変調波の電鍵開閉操作によらないで当該電波を放射することが許されるものを次のように定めた。(総務省告示第639号 H20.12.2)

なお、昭和45年郵政省告示第1059号(海上移動業務又は海上無線航行業務の無線局のA2A電波、A2B電波、A2D電波、H2A電波、H2B電波又はH2D電波を使用する送信装置であって、変調波の電鍵開閉操作によらないで当該電波を放射することが許されるものを定める件)は、廃止した。

1 遭難自動通報設備の送信装置(運用規則別表第7号に規定する無線電話による緊急信号を送出するものに限る。)

2 A2D電波26.175MHzを超え28MHz以下の周波数を使用する空中線電力1W以下の無線設備、A2D電波29.7MHzを超え41MHz以下の周波数を使用する空中線電力5W以下の無線設備又はA2D電波154.675MHzを超え162.0375MHz以下の周波数を使用する空中線電力1W以下の無線設備の送信装置

3 前二号に掲げる送信装置以外の送信装置(選択呼出装置を備えるものに限る。)

(10) 電波法関係審査基準(訓令)を次のとおり改めた。

新	旧
---	---

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

第1～第5 (略)

第6 海岸局

1・2 (略)

3 伝送の質の審査は、次の基準により行う。

(1) S/Nの標準値は、次のとおりとする。

電波の型式	A 1 A	A 2 A	A 3 E	J 3 E	R 3 E	F1-、F2-、F3-	
	A 1 B	A 2 B				電気通信 業務用	その他
	A 1 D	A 2 D					
入力における S / N(dB)	8	12	21	12	12	-	-
出力における S / N(dB)	11	11	15	15	15	30	20

注1・2 (略)

(2) (略)

4 混信妨害の審査は、次の基準により行う。

(1) 混信保護の標準値は、次のとおりとする。

電波の型式	A1A、A1B、A1D		A 2 A	A 3 E	F1-、F2-、F3-	
	4MHz 未満	4MHz 以上	A 2 B	R 3 E	電気通信 業務用	その他
			A 2 D	J 3 D		
出力における S / I (dB)	1 2	1 5	1 0	1 8	3 0	2 0

(2)～(5) (略)

5 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。

(1)～(7) (略)

(8) 附属装置は、次のとおりであること。

ア～カ (略)

キ 無線設備規則第9条の2第7項のデータ伝送装置

(ア) 船舶等識別番号を構成する番号は、次のとおりであること。

別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準

第1～第5 (略)

第6 海岸局

1・2 (略)

3 伝送の質の審査は、次の基準により行う。

(1) S/Nの標準値は、次のとおりとする。

電波の型式	A 1 A	A 2 A	A 3 E	J 3 E	R 3 E	F2-、F3-	
	A 1 B	A 2 B				電気通信 業務用	その他
	A 1 D	A 2 D					
入力における S / N(dB)	8	12	21	12	12	-	-
出力における S / N(dB)	11	11	15	15	15	30	20

注1・2 (略)

(2) (略)

4 混信妨害の審査は、次の基準により行う。

(1) 混信保護の標準値は、次のとおりとする。

電波の型式	A1A、A1B、A1D		A 2 A	A 3 E	F2-、F3-	
	4MHz 未満	4MHz 以上	A 2 B	R 3 E	電気通信 業務用	その他
			A 2 D	J 3 D		
出力における S / I (dB)	1 2	1 5	1 0	1 8	3 0	2 0

(2)～(5) (略)

5 無線設備の工事設計の審査は、次の基準により行う。

(1)～(7) (略)

(8) 附属装置は、次のとおりであること。

ア～カ (略)

A 都道府県別番号は、次表のとおり都道府県別の県番号であること。

都道府県名	県符号	県番号	都道府県名	県符号	県番号	都道府県名	県符号	県番号
新潟県	NG	10	福井県	FK	30	福岡県	FO	60
長野県	NN	11	滋賀県	SG	31	大分県	OT	61
栃木県	TG	12	京都府	KT	32	熊本県	KM	62
群馬県	GM	13	兵庫県	HG	33	宮崎県	MZ	63
茨城県	IG	14	大阪府	OS	34	鹿児島県	KG	64
千葉県	CB	15	奈良県	NR	35	佐賀県	SA	65
埼玉県	ST	16	和歌山県	WK	36	長崎県	NS	66
東京都	TK	17	島根県	SN	40	青森県	AM	70
山梨県	YN	18	鳥取県	TT	41	秋田県	AT	71
神奈川県	KN	19	岡山県	OY	42	岩手県	IT	72
石川県	IK	20	広島県	HS	43	山形県	YM	73
富山県	TY	21	山口県	YG	44	宮城県	MG	74
岐阜県	GF	22	愛媛県	EH	50	福島県	FS	75
愛知県	AC	23	香川県	KA	51	北海道	HK	80
静岡県	SO	24	徳島県	TO	52	沖縄県	ON	90
三重県	ME	25	高知県	KO	53	-	-	-

B 登録番号は、「000001」から順次登録されたものであること。

C 種別番号は、「7」であること。

(1) データ伝送装置のうち乗船者の転落その他の事故の際に自船の位置の情報を海岸局へ通報するもの（以下「小型船舶救急連絡装置」という。以下同じ。）からの電波を受信する受信設備にあっては、27,524kHz 又は 39.144MHz により当該通報を受信した場合に警報を発するものであること。なお、27,524kHz 及び 39.144MHz によること
が適当でない場合は、任意の周波数を逐次受信し、当該周波数による当該通報を受信した場合に警報を発するものであること。

ク～サ（略）

6～8（略）

第7 船舶局

1～7（略）

8 無線設備の工事設計の審査

(1)・(2)（略）

(3) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

主～コ（略）

6～8（略）

第7 船舶局

1～7（略）

8 無線設備の工事設計の審査

(1)・(2)（略）

(3) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア・イ (略)

ウ 既に他の空中線が設置されている場合は、当該空中線への干渉を考慮して、設置されるものであること。

(4)・(5) (略)

9 設備規則第9条の2第7項のデータ伝送装置の審査は、7及び8の基準によるほか、次の基準によること。

(1) 小型船舶救急連絡システムにあっては、船員用小型発信器、船舶に搭載された送信機(付属装置を含む。)の構成からなるものであること。

(2) 船員用小型発信器は、施行規則第6条第4項第3号の小電力セキュリティシステムを使用するものであること。

(3) 船舶等識別番号は、第6の5(8)キ(ア)によるほか、次のとおりであること。

(ア) 登録番号は、漁船の場合は、漁船登録番号を、その他の船舶の場合は、船舶番号を使用したものであること。登録番号が7桁に満たない場合は最上位の桁の数字の前に「0」を付して7桁にしたものであること。

(1) 種別番号は、次表のとおりであること。

種別	種別番号(注)
漁船	0
レジャー船	1
その他船舶	2
グループ局	5

注 種別番号は10桁の末尾に使用されているものであること。

(4) 小型船舶救急連絡装置を備える船舶局から発射される電波は、27.524kHzであること。なお、注意信号発生装置を備えるものにあつては、当該電波が発射される前に注意信号を送信するものであること。ただし、26.1MHzを超え28MHz以下の周波数を逐次受信する海岸局に加入する船舶局は、この限りでない。

(5) データパケット信号は、平成20年総務省告示第638号(26.1MHzを超え28MHz以下、29.7MHzを超え41MHz以下又は146MHzを超え162.0375MHz以下の周波数の電波を使用する海上移動業務の無線局のデータ伝送装置の技術的条件を定める件)によること。

10 (略)

11 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

ア・イ (略)

(4)・(5) (略)

9 (略)

10 法第34条の義務船舶局等

(1) 施行規則第28条第1項ただし書の規定により法第33条に基づき備えなければならない機器に代えることができるものは、次のとおりとする。

ア～ウ（略）

エ 施行規則第28条第2項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 船舶地球局の無線設備

A インマルサットC型

B インマルサットB型

C インマルサットM型

D インマルサットF型

(I) 携帯移動地球局の無線設備

A～C（略）

D インマルサットBGAN

(オ)（略）

(2)～(7)（略）

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア～ウ（略）

エ 一般通信設備として備えるインマルサットF型については、仰角(-)5度の位置を半径とする円内に、20度を超えるシャドーセクターが当該空中線から10m以内にないと。

オ（略）

(9)（略）

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

1（略）

2 海上運送事業用

(1) 船舶局

ア（略）

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)・(イ)（略）

ア～ウ（略）

エ 施行規則第28条第2項の規定により、当該義務船舶局のある船舶の航行区域に応じて、当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる機器（以下「一般通信設備」という。）の範囲は、次のとおりであり、常に通信の相手方となる陸上に開設する無線局（人工衛星局の中継により海岸地球局又は携帯基地地球局と通信を行うものにあつては当該人工衛星局）の通信圏内を航行する場合にのみ認めるものとする。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 船舶地球局の無線設備

A インマルサットA型

B インマルサットC型

C インマルサットB型

D インマルサットM型

E インマルサットF型

(I) 携帯移動地球局の無線設備

A～C（略）

(オ)（略）

(2)～(7)（略）

(8) 空中線系は、次の条件に適合するものであること。

ア～ウ（略）

エ（略）

(9)（略）

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

第1 航空海上関係

1（略）

2 海上運送事業用

(1) 船舶局

ア（略）

イ 通信の相手方は、次の範囲であること。

(ア)・(イ)（略）

(ウ) 漁船の船舶局

(ウ)～(ク) (略)

ウ (略)

(2) (略)

3～6 (略)

7 漁業用・漁業指導監督用

(1) (略)

(2) 海岸局

ア 漁業用船舶局を通信の相手方として漁業に関する通信を行うため、国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。)が漁業の指導監督のために開設するものであること。

イ 申請者(国の機関及び地方公共団体並びにそれらが設立した法人を除く。)は、次の条件に適合する者であること。

(ア) (略)

(イ) (ア)に掲げる団体の結成基盤地区は、原則として海岸局の開設地の属する都道府県又は近隣の都道府県を合わせた地域であること。ただし、特に一都道府県より狭い地域を結成基盤地区とすることが適当と認められる場合は、この限りでない。

(ウ) (略)

(I) その局を利用しようとする漁業用船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。また、漁業用船舶局以外の免許人に対しては、航行の安全のために陸上と通信を確保する必要があると認められる場合に限り、加入することを認めるものであること。

(オ) (略)

ウ その局を利用する船舶局が複数局あり、かつ、その後利用船舶局が増加する見込みがあるものであること。ただし、漁業指導監督用のものについてはこの限りでない。

エ 通信の相手方は、漁業指導監督用の海岸局については申請者の所掌事務の遂行上必要な船舶局とし、その他の漁業用海岸局については、根本基準第5条第3号に定める者に所属する漁船の船舶局又は漁船に設置される受信設備であること。

(I)～(ク) (略)

ウ (略)

(2) (略)

3～6 (略)

7 漁業用・漁業指導監督用

(1) (略)

(2) 海岸局

ア 漁業用船舶局を通信の相手方として漁業に関する通信を行うため又は国の機関若しくは地方公共団体が漁業の指導監督のために開設するものであること。

イ 申請者(国の機関及び地方公共団体を除く。)は、次の条件に適合する者であること。

(ア) (略)

(イ) (ア)に掲げる団体の結成基盤地区は、原則として海岸局の開設地の属する都道府県又はこれに隣接する都道府県を合わせた地域であること。ただし、特に一都道府県より狭い地域を結成基盤地区とすることが適当と認められる場合は、この限りでない。

(ウ) (略)

(I) その局を利用しようとする漁業用船舶局の免許人に対し、無差別に団体に加入することを認めるものであること。

(オ) (略)

ウ その局を利用する船舶局(既設の船舶局及び当該海岸局の開設後3か月以内に確実に開設される見込みのある船舶局を含む。)が原則として10局以上あり、かつ、その後利用船舶局が増加する見込みがあるものであること。ただし、漁業指導監督用のものについてはこの限りでない。

エ 通信の相手方は、漁業指導監督用の海岸局については申請者の所掌事務の遂行上必要な船舶局とし、その他の漁業用海岸局については次に適合する者に所属する漁船の船舶局又は漁船に設置される受信設備であること。

(ア) その局の免許人となる団体

(イ) その局の免許人となる団体の構成員又は構成員が団体である場合はその団体の構成員

(ウ) その局の免許人となる団体と他の同種の団体との連合体又は当該同種の団体の構成員

(I) 特別の協定により(ア)及び(ウ)に掲げる団体又は連合体の準構成員となる漁船の

オ (略)

カ 漁業用海岸局の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) (略)

(イ) その他の漁業用海岸局

根本基準第5条第2号の条件に適合するものであること。

キ (略)

ク 26MHz 及び 27MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、次の条件に適合するものであること。

(ア) A 3 E 電波 27,524kHz を送り、及び受けることができ、かつ、できる限り注意信号発生装置を備え付けるものであること。

(イ) 周波数の数は、当該海岸局を利用する漁船の船舶局との通信を円滑に行うために必要最小限であること。

(ウ) 1 W D S B の無線設備は、次の条件に適合するものであること。

A、B (略)

C 小型船舶救急連絡装置からの通報を受けようとする海岸局は、当該通報を 27,524kHz で受信する機能を有した受信機を備え付けること。ただし、当該通報を 27,524kHz のみで行うことが適当でないと判断した海岸局については、当該通報を任意の周波数の電波により受信する機能を有した受信機を備え付けること。

D C の受信機は、船舶等識別番号が表示されるものであること。

(I) (略)

ケ・コ (略)

(3) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲内のものであること。

(ア)～(ウ) (略)

船主

オ (略)

カ 漁業用海岸局の設置場所は、次の条件に適合するものであること。

(ア) (略)

(イ) その他の漁業用海岸局

A その局の設置予定地たる漁業根拠地又はその局を利用しようとする近隣の漁業根拠地の漁船の船舶局が既設の海岸局(予備免許中のものを含む。以下この第2において同じ。)を利用することが不可か又は不適當であること。

B 漁港として必要な諸施設が整備されているか、又は近く整備される確定計画があるものであること。

C 重要漁業根拠地であること。

D 近隣の漁業根拠地の漁民が通信上迅速かつ確実にその局を利用することができるものであること。

E 所属漁船の操業海域又は航行区域に対して電波伝搬上高能率な地理的条件を有するものであること。

キ (略)

ク 26MHz 及び 27MHz 帯の周波数の電波を使用するものについては、次の条件に適合するものであること。

(ア) できる限り A 3 E 電波 27,524kHz を送り、及び受けることができ、かつ、できる限り注意信号発生装置を備え付けるものであること。

(イ) 周波数の数は、原則として、当該海岸局を利用する漁船の船舶局数が 100 局以下であるときは 1 であり、100 局を超えるときは 2 以下であること。

(ウ) シンセサイザー方式の 1 W D S B の無線設備は、次の条件に適合するものであること。

A、B (略)

(I) (略)

ケ・コ (略)

(3) 船舶局

ア 通信の相手方は、次の範囲内のものであること。

(ア)～(ウ) (略)

(コ) 船舶局(航行の安全のための通信を行う場合に限る。)

イ~オ (略)

カ 40MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、A 2 D又はA 3 Eであること。

キ 26MHz 帯又は27MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、J 3 Eであること。ただし、施行規則第 15 条の規定に基づく昭和 34 年郵政省告示第 239 号の第 9 項に規定する船舶局に対しては、A 2 D又はA 3 Eによることができるものとする。

ク (略)

ケ 中短波帯の周波数の電波を使用するものについては、無線電信と無線電話を併設しないものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(ア) 国の機関又は地方公共団体(国の機関又は地方公共団体が設立した法人を含む。) 所属の漁業の指導監督用船舶局の場合

(イ)~(ク) (略)

コ~ス (略)

セ 350MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備にあっては、固定型又は携帯型であること。ただし、携帯型のものにあつては、空中線及び給電線を船体に装着して使用することができるものであること。

イ~オ (略)

カ 30MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、A 3 Eであること。

キ 26MHz 帯又は27MHz 帯の周波数の電波を使用するものの電波の型式は、J 3 Eであること。ただし、施行規則第 15 条の規定に基づく昭和 34 年郵政省告示第 239 号の第 9 項に規定する船舶局に対しては、A 3 Eによることができるものとする。

ク (略)

ケ 中短波帯の周波数の電波を使用するものについては、無線電信と無線電話を併設しないものであること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(ア) 国又は地方公共団体所属の漁業の指導監督用船舶局の場合

(イ)~(ク) (略)

コ~ス (略)

セ 350MHz 帯の周波数の電波を使用する無線設備にあっては、固定型又は携帯型であること。ただし、携帯型のものにあつては、空中線及び給電線を船体に装着して使用することができるものとする。

3 船舶識別等番号の割り当てについて

(1) 船舶局に対する割り当て

ア 漁船の場合は漁船登録番号をレジャー船の場合は船舶番号を設置する無線工事業者（製造メーカーを含む。）において登録する。

イ 登録した番号を

無線工事業者（全国船舶無線工事協会支部を通じて行う場合も含む。）は、申請書に記載して地方総合通信局（沖縄総合監理事務所を含む。）へ提出する。

所属漁業用海岸局・全国漁業無線協会へ別途様式（別紙参照）にて報告する。

ウ 申請書提出後の対応

所属漁業用海岸局は、別途様式（別紙参照）を全国漁業無線協会（支部を経由する場合を含む。）へ報告する。

地方総合通信局は、免許申請等受理不可の場合は、当該船舶局の所属海岸局にその旨を連絡する。

エ 全国漁業無線協会は、漁業用海岸局から受けた情報を小型船舶救急連絡装置が設置されている海岸局（支部を経由する場合を含む。）毎に通知する。

オ 全国漁業無線協会は、6月に1回、総務省のデータベースとの突合を行う。

カ 設備を換装する場合は、船舶識別等番号は現在使用している番号を引き継ぐものとする。

キ 小型船舶救急連絡装置と船舶位置伝送装置を別個に設置する場合の船舶識別等番号は同一とする。

(2) 海岸局に対する割り当て

ア 無線工事業者（製造メーカーを含む。）は、海岸局に船舶データ伝送システムに船舶等識別番号を割り当てる場合は、総務省本省（衛星移動通信課）へ番号の問い合わせを行う。

イ 総務省本省（衛星移動通信課）は、海岸局に船舶データ伝送システムが免許された場合は、全国漁業無線協会本部へ報告する。

(3) その他の措置

ア 所属海岸局は、以下の事項について適切に把握し、変更事項があれば、電波法令に基づく申請又は届を行うよう、免許人等へ要請する。

船舶の免許人が変更した場合

船舶が売船された場合

船舶が廃止された場合

イ 所属海岸局は、アの又はの場合は、免許人に対しIDが削除されていることを確認すること。削除されていない場合は、メーカーにIDの削除を依頼するよう免許人に指示すること。

ウ 船舶データ伝送装置を設置する場合は、船舶識別等番号の確認ができる添付書類をつけて地方総合通信局（沖縄総合監理事務所を含む。）へ申請する。

船舶識別等番号割当報告用 別途様式

船舶管理番号簿

海岸局名	船舶等識別番号	県番号	登録番号	種別番号	備考